

前回の検討小委員会での質問等への 回答について

前回の検討小委員会での質問等への回答について

主な質問等	事務局からの回答
<p>既に地籍調査を実施している地域における調査の迅速化策だけでなく、まだ地籍調査を行っていない地域でどのように地籍調査を進めていくのかについても議論すべきではないか。</p>	<p>未着手・休止市区町村の解消も「調査の迅速化」の論点の一つと考えています。現在、国や都道府県が別紙1のような取組を行っており、こうした取組を進めて参ります。</p>
<p>地籍調査の迅速化策を検討するに当たっては、国が現場の声を整理すべきではないか。</p>	<p>現場の状況について、今回、地方公共団体から発表いただきます。また、全国の実施主体に対して行ったアンケート調査を実施し、検討のための資料(参考資料2)としてまとめました。</p>
<p>地籍調査において民間測量成果を更に活用するためには、地方公共団体がどのように関わるのか、ルールを明確にすることが必要。</p>	<p>民間測量成果の19条5項指定に関する地方公共団体への情報提供のあり方等について事務局で検討して参ります。</p>
<p>農水省所管の地すべり防止区域も、地籍調査の優先実施の対象とならないか。</p>	<p>地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域であれば、別紙2のとおり、農林水産大臣が指定する場合も、負担金における重点配分の対象となります。</p>
<p>地方公共団体や国民に対する情報発信が不十分なのではないか。</p>	<p>パンフレットや地籍調査Webサイト等をこまめに更新するなど、広報活動にも引き続き努めて参ります。</p>

地籍調査Webサイトによる周知(国)

地籍調査の重要性等を周知するため、平成22年度に地籍調査Webサイトを開設。平成27年度には、画面構成の改善、スマホへの対応等のリニューアルを実施。



各市区町村毎の地籍調査の進捗状況を公開するため、平成28年度に、市区町村自ら編集可能な地籍調査状況マップを地籍調査Webサイト内に整備。

新聞を通じた周知やシンポジウム等の開催(国)

新聞により地籍調査の重要性等を周知。



市町村等を対象にシンポジウムや研修会を開催し、地籍の効果や着手方法に関する説明や優良事例の紹介、パネルディスカッション等を実施。



地籍調査準備への支援(埼玉県)

埼玉県では、地籍調査を促進するため、未着手市町が地籍調査の準備に要する費用を県が支援する「地籍調査準備支援事業」を平成30年度に新設。

＜地籍調査準備支援事業 補助要件＞

対象：地籍調査事業を実施していない40市町

対象経費：①予定地区の準備経費
(準備内容)
・地籍測量の基礎となる既設基準点の抽出
・測量方法の選定 等

②土地所有者への周知に要する経費

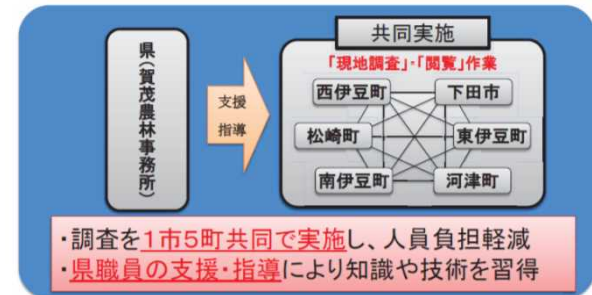
③研修会や説明会等への参加経費

補助率：対象経費の1/2以内

補助上限：1市町当たり300千円

県と複数市町による連携体制(静岡県)

静岡県では、地籍調査に未着手の賀茂地域1市5町において、県の支援・指導の下、共同に実施する体制を整備し、人員確保の負担と知識・経験不足の課題に対応することにより、平成29年度から着手。



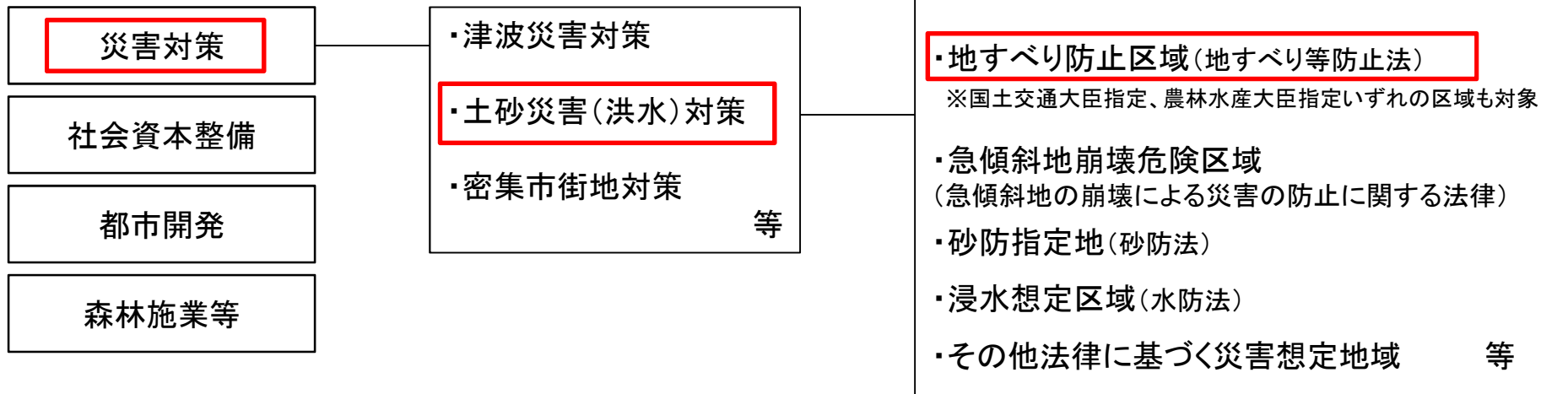
※上記以外にも、市町村の負担軽減対策として、国直轄の基本調査、地籍調査の民間法人への委託拡大(H22制度改正)等を実施

[参考]土砂災害対策に資する地籍調査の考え方

- 地籍調査予算^(注)における重点分野のうち、土砂災害対策に資するものとしては、法律に基づく災害想定地域の設定を受けている地域で行う地籍調査が対象。
- 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域には、国土交通大臣指定の区域(砂防指定地等に存するもの)と農林水産大臣指定の区域(保安林等に存するもの)があり、いずれも重点分野に合致。
- ただし、地籍調査予算のうち社会資本整備総合交付金の形式で交付を受けようとする場合は、国土交通省所管の基幹事業と連携して行われることが必要。

注)地籍調査予算(地籍調査費負担金+社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分)

地籍調査予算の交付に当たっての重点分野の考え方



社会資本整備総合交付金(社会資本整備円滑化地籍整備事業)の要件

